

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
59	定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務 基礎項目評価書【令和8年3月31日 終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和8年6月16日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務
②事務の概要	(1)事務の概要 「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」の趣旨を踏まえ、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、令和6年に実施している定額減税しきれないと見込まれる方への給付に不足のあることが判明した方に対して、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務を実施する。  (2)特定個人情報を取り扱う具体的な事務手続き 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び関連法令等に基づき、給付金の支給先口座に公金受取口座を指定したものについて、統合番号連携システムを介して、デジタル庁に公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会を行う。
③システムの名称	統合番号連携システム、中間サーバー、給付管理システム、横浜市住民記録システム、新国民健康保険システム、税務システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

定額減税補足給付金(不足額給付) 照会対象者ファイル、統合番号連携ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の160の項及び第162条

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局企画部総務課 臨時特別給付金担当
②所属長の役職名	健康福祉局企画部総務課 臨時特別給付金担当課長

## 6. 他の評価実施機関

なし

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<p>請求先</p>	<p>横浜市役所  市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882  鶴見区役所  区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680  神奈川区役所  区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021  西区役所  区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321  中区役所  区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121  南区役所  区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112  港南区役所  区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321  保土ヶ谷区役所  区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221  旭区役所  区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023  磯子区役所  区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335  金沢区役所  区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721  港北区役所  区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221  緑区役所  区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220  青葉区役所  区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221  都筑区役所  区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222  戸塚区役所  区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321  栄区役所  区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335  泉区役所  区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335  瀬谷区役所  区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>健康福祉局企画部総務課 臨時特別給付金担当  横浜市中区本町6-50-10 045-671-4754</p>
<p><b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]適用した</span></p>	
<p>適用した理由</p>	<p>本給付金は経済事情の急激な変動による影響を速やかに緩和するために支給されるものであり、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であったため。</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。	



